

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成29年第1回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第1号	天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年 2月27日		
議第2号	天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第3号	天草市遊休財産等利活用促進条例の制定について	"		
議第4号	天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市天草コンポストセンター条例を廃止する条例の制定について	"		
議第6号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市立診療所条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	工事請負契約の締結について	"		
議第12号	指定管理者の指定について（志柿地区コミュニティセンター及び志柿町瀬戸地区コミュニティセンター）	"		
議第13号	指定管理者の指定について（牛深地区コミュニティセンター）	"		
議第14号	指定管理者の指定について（嵐口地区コミュニティセンター）	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第15号	指定管理者の指定について（小宮地地区コミュニティセンター）	平成29年 2月27日		
議第16号	指定管理者の指定について（鬼池地区コミュニティセンター）	〃		
議第17号	指定管理者の指定について（新合地区コミュニティセンター）	〃		
議第18号	市道路線の廃止及び認定について	〃		
議第19号	平成28年度天草市一般会計補正予算（第8号）	〃		
議第20号	平成28年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第21号	平成29年度天草市一般会計予算	〃		
議第22号	平成29年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第23号	平成29年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第24号	平成29年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第25号	平成29年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第26号	平成29年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第27号	平成29年度天草市歯科診療所特別会計予算	〃		
議第28号	平成29年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第29号	平成29年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第30号	平成29年度天草市新合財産区特別会計予算	平成29年 2月27日		
議第31号	平成29年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第32号	平成29年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第33号	平成29年度天草市下水道事業会計 予算	〃		

議第 1 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項前段中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」とあるのは「要介護者」と、「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定め

る者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子」とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育する」とあるのは、「当該要介護者を介護する」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の第8条の2の規定の適用については、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（提案理由）

育児のための深夜勤務の制限等に係る子の範囲の拡大及び介護のための時間外勤務の制限を新たに設けることに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 2 号

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（イ）を次のように改める。

- （イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 3 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、「子の 1 歳到達日」を「子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 第 3 号中「当該子が 1 歳 6 箇月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 箇月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休

業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「の時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第24条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み

替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合」に改め、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。

(提案理由)

職員及び非常勤職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得要件等の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 3 号

天草市遊休財産等利活用促進条例の制定について

天草市遊休財産等利活用促進条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市遊休財産等利活用促進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、遊休財産等を利用して事業を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、遊休財産等の有効活用を図るとともに、地域の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休財産等 市が公用又は公共用に供することを目的に設置し、その用途を廃止した施設の建物及び土地のうち、貸付け及び売却に係る公募を行い応募がなかったもので、規則で定める施設をいう。
- (2) 利用事業 遊休財産等を利用して行う事業であって、市の施策に関係し、地域活性化又は雇用の拡大につながる事業で市長の承認を受けたものをいう。

(奨励措置適用事業者の指定)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、利用事業を行う者を奨励措置の適用事業者(以下「適用事業者」という。)として指定することができる。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営む者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団

員」という。)又はそれらのものと関係を有する者(暴力団員が役員等となっている法人その他の団体を含む。)でないこと。

(指定の申請及び決定)

第4条 適用事業者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、利用事業を実施しようとする前に、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その指定の可否を当該申請を行った者に対し通知するものとする。

(奨励措置)

第5条 市長は、適用事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 利用施設(利用事業を行う施設をいう。以下同じ。)の無償貸付け
- (2) 利用施設の減額譲渡

(無償貸付け)

第6条 前条第1号の無償貸付けができる期間は、貸付けに係る契約日の属する月を含め36月を超えないものとする。ただし、引き続き遊休財産等を利用事業の目的で利用する場合で市長が特に必要と認めた場合には、当該期間を延長することができる。

(減額譲渡)

第7条 市長は、前条による無償貸付けの期間が36月を超えた場合において適用事業者から利用施設の減額譲渡に係る申請があったときは、適用事業者が施設の全部を利用施設として貸付けを受けている場合に限り、当該利用施設を減額譲渡することができる。

2 前項に規定する減額譲渡における譲渡額は、利用施設に係る不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額に100分の7を乗じて得た額を下限として市長が定める額とする。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 奨励措置を受ける適用事業者は、市長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、減額譲渡による所有権の移転を行った日から10年を経過したものについては、この限りでない。

(適用事業者の指定の取消し等)

第9条 市長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。

- (2) 利用事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止の状況にあると市長が認めたとき。
- (3) 貸付けを受けた日から1年を経過しても、当該事業者が利用事業に着手していないと市長が認めたとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適用事業者として不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により適用事業者の指定を取り消したときは、無償貸付け又は減額譲渡した利用施設を返還させ、若しくは買い戻すことができる。

(奨励措置の承継)

第10条 奨励措置を受けた適用事業者が、奨励措置に係る権利及び義務の承継を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

処分等の困難な普通財産の有効活用を図るとともに、地域の活性化及び雇用の拡大を図るため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

(天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（天草市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、天草市税条例第 18 条の 3 の改正規定を削り、同条例第 19 条の改正規定中「(」)、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、」を削り、同条第 2 号及び第 3 号の改正規定中「、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改め」を削り、同条例第 34 条の 4 及び第 80 条の改正規定、同条例第 80 条の 2 を削る改正規定、同条例第 81 条の改正規定、同条を第 81 条の 9 とし、第 80 条の次に 8 条を加える改正規定、同条例第 82 条、第 83 条、第 85 条及び第 87 条から第 91 条までの改正規定並びに同条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定を削り、同条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平

成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 天草市税条例（平成18年天草市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場

合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、」に改める。

第 8 3 条（見出しを含む。）及び第 8 5 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 7 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び

第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うため

に要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として熊本県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中天草市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中天草市税条例等の一部を改正する条例(平成27年天草市条例第30号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を

付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の天草市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、附則第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市天草コンポストセンター条例を廃止する条例の制定について

天草市天草コンポストセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市天草コンポストセンター条例を廃止する条例

天草市天草コンポストセンター条例（平成 18 年天草市条例第 185 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草コンポストセンターの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 長浦一般住宅の項の次に次のように加える。

須ノ崎一般住宅	耐火構造 2 階建	1 棟	4 戸	天草市御所浦町横浦 8 2 番地 5
---------	-----------	-----	-----	-----------------------

別表第 1 宮南一般住宅 1 号棟の項中「宮南一般住宅 1 号棟」を「宮南一般住宅」に改め、同表宮南一般住宅 2 号棟の項を削る。

別表第 2 長浦一般住宅の項の次に次のように加える。

須ノ崎一般住宅	耐火構造 2 階建	1 棟	4 戸	天草市御所浦町横浦 8 2 番地 5
---------	-----------	-----	-----	-----------------------

別表第 3 宮南一般住宅 1 号棟の項中「宮南一般住宅 1 号棟」を「宮南一般住宅」に改め、同表宮南一般住宅 2 号棟の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の追加及び廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 39 号中「額」を「額。ただし、審査に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの審査を要する場合の手数料の額は、別表第 3 に掲げる区分に応じた手数料の額を別表第 2 に掲げる区分に応じた額に加算した額。」に改める。

第 2 条第 41 号中「別表第 3」を「別表第 4」に、「額」を「額。ただし、審査に係る建築物が建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの審査を要する場合の手数料の額は、別表第 3 に掲げる区分に応じた手数料の額を別表第 4 に掲げる区分に応じた額に加算した額。」に改める。

第 2 条第 43 号中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同条第 99 号中「別表第 5」を「別表第 6」に改め、同条第 102 号中「別表第 6」を「別表第 7」に改める。

第 2 条第 118 号を同条第 120 号とし、同条第 117 号中「別表第 10」を「別表第 12」に改め、同号を同条第 119 号とし、同条第 106 号から第 116 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 105 号中「別表第 9」を「別表第 11」に改め、同号を同条第 107 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (106) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付申請に対する審査手数料 別表第 8 に掲げる区分に応じた変更判定申請の手数料額と同じ額

第 2 条第 104 号中「別表第 8」を「別表第 10」に改め、同号を同条第 105 号とし、同条第 103 号中「別表第 7」を「別表第 9」に改め、同号を同条第 104 号とし、同号の前に

次の1号を加える。

(103) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請又は通知手数料 別表第8に掲げる区分に応じた額

別表第10を別表第12とし、別表第9を別表第11とし、別表第8備考4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表を別表第10とし、別表第7備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考5中「(平成13年8月14日付け国土交通省告示第1346号)」を削り、同表を別表第9とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第8(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請又は通知手数料

区分		手数料の額	
評価手法	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	判定申請	変更判定申請
モデル 建物法 により 評価さ れてい るもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	136,500円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円
標準入 力法又 は主要 室入力	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円	100,500円
	面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円	162,500円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円

法によ り評価 されて いるも の	トル未満のもの		
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メ ートル未満のもの	572,000円	286,000円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	676,000円	338,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,000円

(備考)

- 1 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロ、第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 2 この表において「標準入力法」及び「主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イ並びに第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 3 この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物省エネ法施行令第4条第1項に規定する床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

別表第6(1)の部中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」に改め、その次に次のように加える。

- 2 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準(平成13年8月14日付け国土交通省告示第1346号)に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。)をいう。

別表第6を別表第7とし、別表第3から別表第5までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る完了検査申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	6,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	30,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	34,000円
25,000平方メートル以上のもの	37,000円

(備考) この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法施行令」という。）第4条第1項に規定する床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市体育館条例等の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部を改正する条例)

第 1 条 天草市体育館条例(平成 18 年天草市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市天附第二体育館の項を削り、同表天草市魚貫体育館の項の次に次のように加える。

天草市深海体育館	天草市深海町 4 4 6 2 番地 3
----------	---------------------

別表第 1 天草市二浦体育館の項中「二浦町」を「二浦町亀浦」に改める。

別表第 2 中 「天草市茂串体育館
天草市天附第二体育館」を 「天草市茂串体育館」 に改め、

「天草市天附体育館」を 「天草市天附体育館
天草市深海体育館」 に改める。

(天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例)

第 2 条 天草市学校施設の開放に関する条例(平成 18 年天草市条例第 103 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「久玉小学校体育館」を「牛深東小学校体育館」に改め、
「瀬戸小学校体育館
深海小学校体育館」
を 「瀬戸小学校体育館」 に改める。

別表第3 深海小学校屋外運動場夜間照明施設の項を削る。

(天草市運動広場条例の一部を改正する条例)

第3条 天草市運動広場条例(平成18年天草市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表第1 中天草市天附グラウンドの項の次に次のように加える。

天草市深海グラウンド	天草市深海町2801番地14
------------	----------------

別表第3 天草市天附グラウンド夜間照明施設の項の次に次のように加える。

天草市深海グラウンド夜間照明施設	全面	1,200円
------------------	----	--------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の表天草市立牛深市民病院の項中「45 床」を「43 床」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市立病院の診療体制の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立診療所条例の一部を改正する条例

天草市立診療所条例（平成 18 年天草市条例第 150 号）の一部を次のように改める。

第 3 条を次のように改める。

（診療科目）

第 3 条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

名称	診療科目
国民健康保険天草市立御所浦診療所	内科、循環器科、外科、整形外科、小児科及び眼科
国民健康保険天草市立御所浦北診療所	内科及び小児科
天草市立御所浦歯科診療所	歯科

第 5 条の表を次のように改める。

名称	診療時間
国民健康保険天草市立御所浦診療所 天草市立御所浦歯科診療所	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
国民健康保険天草市立御所浦北診療所	午後 1 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

第 6 条第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

名称	休診日
国民健康保険天草市立御所浦診療所 天草市立御所浦歯科診療所	日曜日及び土曜日
国民健康保険天草市立御所浦北診療所	日曜日、月曜日、水曜日、金曜日及び土曜日

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市立診療所の診療体制の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 天草市コミュニティFM局整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 天草市 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 211,140,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 熊本県天草市亀場町亀川1538番地8
名称 株式会社九電工 天草営業所
代表者 所長 松本之廣 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 12 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
志柿地区コミュニティセンター及び志柿町瀬戸地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市志柿町 3390 番地 10
志柿地区振興会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 13 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 1 2 2 番地 2
牛深地区振興会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 14 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

嵐口地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 2895 番地 14

嵐口地区振興会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 15 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
小宮地地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 669 番地 1
小宮地地区振興会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 16 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼池地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町鬼池 1184 番地
鬼池まちづくり振興会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 17 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新合地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町新合 2008 番地 4
新合地区振興会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 18 号

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のように廃止及び認定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長m	道路敷 幅員m	図面番号
3305	南ノ迫 1 号線	佐伊津町字明瀬平 66 番 2 地先	佐伊津町字南ノ迫 106 番 5 地先	420.0	4.4~ 13.0	①-2
3306	南ノ迫 2 号線	佐伊津町字南ノ迫 112 番 2 地先	佐伊津町字南ノ迫 106 番 19 地先	70.5	4.7~ 9.0	①-2
3307	南ノ迫 3 号線	佐伊津町字南ノ迫 106 番 8 地先	佐伊津町字南ノ迫 93 番 38 地先	64.5	5.0~ 11.0	①-2
3308	南ノ迫 4 号線	佐伊津町字南ノ迫 109 番 4 地先	佐伊津町字南ノ迫 93 番 36 地先	27.8	5.0~ 8.4	①-2
3309	南ノ迫 5 号線	佐伊津町字南ノ迫 106 番 25 地先	佐伊津町字南ノ迫 106 番 7 地先	117.8	5.0~ 9.2	①-2
3310	天田 1 号線	佐伊津町字帆崎 333 番 8 地先	佐伊津町字天田 700 番 15 地先	280.0	5.0~ 11.0	①-3
3311	天田 2 号線	佐伊津町字天田 700 番 27 地先	佐伊津町字天田 709 番 11 地先	106.0	5.0~ 9.0	①-3
3312	帆崎 1 号線	佐伊津町字帆崎 355 番 3 地先	佐伊津町字帆崎 355 番 22 地先	25.0	4.0~ 7.8	①-3
3313	帆崎 2 号線	佐伊津町字帆崎 333 番 35 地先	佐伊津町字帆崎 355 番 11 地先	74.0	5.0~ 14.0	①-3

3314	帆崎3号線	佐伊津町字帆崎 333番28地先	佐伊津町字帆崎 333番29地先	19.7	4.0~ 8.0	①-3
3315	中明瀬1号線	佐伊津町字中明瀬 519番21地先	佐伊津町字中明瀬 519番18地先	120.0	4.0~ 9.0	①-4
3316	中明瀬2号線	佐伊津町字中明瀬 519番9地先	佐伊津町字中明瀬 519番23地先	21.0	4.0~ 7.6	①-4
3317	前田五反田線	深海町字前田 2323番1地先	深海町字五反田 2887番4地先	492.5	4.5~ 19.8	②-2
3318	本渡牛深線7号	深海町字五反田 2879番4地先	深海町字五反田 2877番8地先	166.5	4.2~ 15.1	②-3
3320	鬼塚下毛線	有明町楠甫字鬼塚 29番1地先	有明町楠甫字下毛 176番1地先	447.0	4.6~ 21.1	③-2
3321	下毛2号線	有明町楠甫字下毛 179番1地先	有明町楠甫字下毛 207番1地先	105.0	5.3~ 15.1	③-3
3319	汐路越下毛線	有明町楠甫字汐路越 6100番1地先	有明町楠甫字下毛 183番2地先	2,828.2	3.1~ 28.0	④-2

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起点	終点	総延長m	道路敷幅員m	図面番号
1510	小仏下毛線	有明町楠甫字小仏	有明町楠甫字下毛	2800.4	3.1~ 28.0	④-1

(提案理由)

市道の路線を廃止及び認定するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第19号

平成28年度天草市一般会計補正予算（第8号）

平成28年度天草市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,154,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成29年2月27日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		603,039	4,250	607,289
	1 分担金	26,053	4,250	30,303
14 国庫支出金		6,737,510	34,750	6,772,260
	1 国庫負担金	5,003,130	58,815	5,061,945
	2 国庫補助金	1,715,134	△24,065	1,691,069
15 県支出金		4,313,938	229,221	4,543,159
	1 県負担金	2,158,423	33,084	2,191,507
	2 県補助金	1,933,061	196,137	2,129,198
16 財産収入		105,590	112,915	218,505
	1 財産運用収入	89,898	112,915	202,813
17 寄附金		204,563	1,000	205,563
	1 寄附金	204,563	1,000	205,563
18 繰入金		940,631	254,357	1,194,988
	2 基金繰入金	940,631	254,357	1,194,988
20 諸収入		567,203	3,646	570,849
	5 雑入	350,301	3,646	353,947
補正されなかった款項に係る額		42,042,360		42,042,360
歳入合計		55,514,834	640,139	56,154,973

(単位：千円)

歳出款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		269,035	16	269,051
	1 議会費	269,035	16	269,051
2 総務費		9,204,498	293,753	9,498,251
	1 総務管理費	8,447,829	301,753	8,749,582
	4 戸籍住民基本台帳費	156,386	△8,000	148,386
3 民生費		17,762,685	99,849	17,862,534
	1 社会福祉費	5,387,757	12,699	5,400,456
	4 生活保護費	1,440,647	87,150	1,527,797
4 衛生費		6,017,925	△15,750	6,002,175
	2 環境費	2,946,589	△15,750	2,930,839
5 農林水産業費		3,196,595	248,268	3,444,863
	1 農業費	1,803,528	57,136	1,860,664
	2 林業費	319,315	12,332	331,647
	3 水産業費	1,073,752	178,800	1,252,552
6 商工費		1,440,814	1,035	1,441,849
	1 商工費	1,440,814	1,035	1,441,849
7 土木費		2,733,484	12,968	2,746,452
	2 道路橋梁費	1,046,207	6,915	1,053,122
	3 河川費	129,040	6,053	135,093
8 消防費		2,928,595	0	2,928,595
	1 消防費	2,928,595	0	2,928,595
9 教育費		4,433,430	0	4,433,430
	1 教育総務費	1,198,993	0	1,198,993
補正されなかった款項に係る額		7,527,773		7,527,773
歳出合計		55,514,834	640,139	56,154,973

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	天草市複合施設整備推進事業	27,200
	4 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付等事務経費	6,702
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備費補助金（地域密着型介護老人福祉施設整備）	133,400
4 衛生費	2 環境費	海岸漂着物地域対策推進事業費	7,829
5 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	3,492
		産地パワーアップ事業	258,472
		省力・低コスト栽培事業（地域経済循環創造事業）	17,421
		中山間地域所得向上支援対策事業補助金	27,000
	2 林業費	林道今田線普通林道開設事業	19,746
	3 水産業費	水産物流通荷さばき施設整備事業	163,500
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（単独）事業	10,000
	5 都市計画費	都市計画基礎調査	10,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助農業施設災害復旧事業	11,100
		現年発生県単独治山施設	3,840

2 繰越明許費の変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	60,000	補正前に同じ	75,300
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	73,000	補正前に同じ	102,000
	4 港湾費	港湾改修事業（交付金）	16,500	補正前に同じ	29,010
9 教育費	2 小学校費	本渡東小学校建設事業	106,071	補正前に同じ	313,243
		有明小学校建設事業	265,255	補正前に同じ	527,962

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度農業制度資金利子補給	平成29年度～平成43年度	311
	年度別内訳	
	平成29年度	101
	平成30年度	89
	平成31年度	77
	平成32年度	8
	平成33年度	7
	平成34年度	6
	平成35年度	5
	平成36年度	4
	平成37年度	4
	平成38年度	3
	平成39年度	2
	平成40年度	2
平成41年度	1	
平成42年度	1	
平成43年度	1	
平成28年度商工業設備利子補給	平成29年度～平成31年度	2,752
	年度別内訳	
	平成29年度	1,153
	平成30年度	1,058
平成31年度	541	
平成28年度起業創業資金融資利子補給	平成29年度～平成31年度	436
	年度別内訳	
	平成29年度	201
	平成30年度	173
平成31年度	62	

議第20号

平成28年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,582,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		4,010,406	3,013	4,013,419
	1 国庫負担金	2,474,218	2,962	2,477,180
	2 国庫補助金	1,536,188	51	1,536,239
4 県支出金		668,600	2,962	671,562
	1 県負担金	88,600	2,962	91,562
7 共同事業交付金		3,731,136	△94,877	3,636,259
	1 共同事業交付金	3,731,136	△94,877	3,636,259
8 財産収入		900	1,077	1,977
	1 財産運用収入	900	1,077	1,977
補正されなかった款項に係る額		7,259,406		7,259,406
歳入合計		15,670,448	△87,825	15,582,623

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		9,673,287	0	9,673,287
	1 療養諸費	8,335,537	0	8,335,537
7 共同事業拠出金		3,608,700	△168,443	3,440,257
	1 共同事業拠出金	3,608,700	△168,443	3,440,257
9 基金積立金		900	1,077	1,977
	1 基金積立金	900	1,077	1,977
11 諸支出金		96,609	620	97,229
	1 償還金及び還付加算金	90,129	620	90,749
12 予備費		50,000	78,921	128,921
	1 予備費	50,000	78,921	128,921
補正されなかった款項に係る額		2,240,952		2,240,952
歳出合計		15,670,448	△87,825	15,582,623

議第21号

平成29年度天草市一般会計予算

平成29年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55, 120, 900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,273,949
	1 市民税	2,764,374
	2 固定資産税	3,356,701
	3 軽自動車税	269,493
	4 市たばこ税	548,000
	6 入湯税	31,600
	7 都市計画税	303,781
2 地方譲与税		475,600
	1 地方揮発油譲与税	156,000
	2 自動車重量譲与税	319,000
	4 航空機燃料譲与税	600
3 利子割交付金		3,000
	1 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金		17,000
	1 配当割交付金	17,000
5 株式等譲渡所得割交付金		11,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,000
6 地方消費税交付金		1,371,000
	1 地方消費税交付金	1,371,000
7 ゴルフ場利用税交付金		6,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000
8 自動車取得税交付金		93,000
	1 自動車取得税交付金	93,000
9 地方特例交付金		18,000
	1 地方特例交付金	18,000
10 地方交付税		23,801,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方交付税	23,801,000
11 交通安全対策特別交付金		7,000
	1 交通安全対策特別交付金	7,000
12 分担金及び負担金		547,653
	1 分担金	9,550
	2 負担金	538,103
13 使用料及び手数料		636,029
	1 使用料	456,244
	2 手数料	179,785
14 国庫支出金		6,788,027
	1 国庫負担金	5,369,637
	2 国庫補助金	1,401,439
	3 国庫委託金	16,951
15 県支出金		3,567,326
	1 県負担金	2,204,100
	2 県補助金	1,232,512
	3 県委託金	130,714
16 財産収入		110,177
	1 財産運用収入	94,485
	2 財産売払収入	15,692
17 寄附金		300,001
	1 寄附金	300,001
18 繰入金		3,288,001
	2 基金繰入金	3,288,001
19 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
20 諸収入		505,736
	1 延滞金、加算金及び過料	6,040
	2 市預金利子	800
	3 貸付金元利収入	200,024
	4 受託事業収入	2,185
	5 雑入	296,687
21 市債		6,301,400
	1 市債	6,301,400
歳入	合計	55,120,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		265,130
	1 議会費	265,130
2 総務費		8,732,355
	1 総務管理費	8,032,716
	2 徴税費	322,458
	3 地籍調査費	64,052
	4 戸籍住民基本台帳費	165,302
	5 選挙費	72,544
	6 統計調査費	26,611
	7 監査委員費	48,672
3 民生費		17,273,027
	1 社会福祉費	5,111,322
	2 高齢者福祉費	4,318,838
	3 児童福祉費	6,303,390
	4 生活保護費	1,538,977
	5 災害救助費	500
4 衛生費		6,524,978
	1 保健衛生費	1,004,723
	2 環境費	3,392,247
	3 斎場費	89,121
	4 水道費	937,643
	5 病院費	934,177
	6 看護専門学校費	167,067
5 農林水産業費		2,562,686
	1 農業費	1,350,927
	2 林業費	327,544

(単位：千円)

款	項	金額
	3 水産業費	884,215
6 商工費		1,542,004
	1 商工費	1,542,004
7 土木費		3,141,186
	1 土木管理費	218,530
	2 道路橋梁費	1,663,324
	3 河川費	189,182
	4 港湾費	142,630
	5 都市計画費	666,922
	7 住宅費	260,598
	(下水道費)	(廃項)
8 消防費		3,209,560
	1 消防費	3,209,560
9 教育費		4,963,888
	1 教育総務費	1,233,838
	2 小学校費	2,237,264
	3 中学校費	227,428
	4 幼稚園費	123,899
	6 学校給食費	582,292
	7 社会教育費	559,167
10 災害復旧費		39,368
	1 農林水産施設災害復旧費	10,158
	2 公共土木施設災害復旧費	29,210
11 公債費		6,836,718
	1 公債費	6,836,718
13 予備費		30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	30,000
歳	出	計
		55,120,900

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市庁舎建設事業	平成30年度	3,593,355
平成29年度商工業設備利子補給	平成30年度～平成32年度	4,000
	年度別内訳	
	平成30年度	1,600
	平成31年度	1,600
平成29年度起業創業資金融資利子補給	平成32年度	800
	平成30年度～平成32年度	1,500
	年度別内訳	
	平成30年度	600
	平成31年度	600
	平成32年度	300

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	231,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	48,300			
体育施設整備事業	26,900			
複合施設整備事業	83,300			
林道整備事業	10,500			
漁港施設整備事業	227,900			
観光施設整備事業	13,700			
道路橋梁整備事業	288,300			
河川整備事業	59,500			
港湾改修事業	52,800			
公園整備事業	16,600			
街路整備事業	159,200			
消防防災施設整備事業	1,328,700			
小学校施設整備事業	1,190,500			
共同調理場施設整備事業債	19,900			
災害復旧事業	1,082,600			
臨時財政対策債	1,461,000			
計	6,301,400			

議第 2 2 号

平成 2 9 年度天草市国民健康保険特別会計予算

平成 2 9 年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5, 4 2 2, 0 0 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			1,710,509
	1 国民健康保険税		1,710,509
2 使用料及び手数料			1,500
	1 手数料		1,500
3 国庫支出金			4,026,641
	1 国庫負担金		2,450,199
	2 国庫補助金		1,576,442
4 県支出金			733,099
	1 県負担金		95,099
	2 県補助金		638,000
5 療養給付費交付金			199,062
	1 療養給付費交付金		199,062
6 前期高齢者交付金			3,494,980
	1 前期高齢者交付金		3,494,980
7 共同事業交付金			3,807,558
	1 共同事業交付金		3,807,558
8 財産収入			1,055
	1 財産運用収入		1,055
9 繰入金			1,335,106
	1 一般会計繰入金		1,335,105
	2 基金繰入金		1
10 繰越金			100,001
	1 繰越金		100,001
11 諸収入			12,498
	1 延滞金、加算金及び過料		3,100
	2 預金利子		1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑入	9,397
歳入	合計	15,422,009

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		150,839
	1 総務管理費	130,591
	2 徴税費	10,368
	3 運営協議会費	587
	4 趣旨普及費	783
	5 国民健康保険特別対策事業費	8,510
2 保険給付費		9,441,115
	1 療養諸費	8,178,815
	2 高額療養費	1,219,000
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	37,800
	5 葬祭諸費	5,000
3 後期高齢者支援金等		1,439,105
	1 後期高齢者支援金等	1,439,105
4 前期高齢者納付金等		1,323
	1 前期高齢者納付金等	1,323
5 老人保健拠出金		100
	1 老人保健拠出金	100
6 介護納付金		605,700
	1 介護納付金	605,700
7 共同事業拠出金		3,568,170
	1 共同事業拠出金	3,568,170
8 保健事業費		153,916
	1 保健事業費	116,229
	2 特別総合保健事業費	37,687
9 基金積立金		1,055

(単位：千円)

款	項	金額		
	1 基金積立金	1,055		
11 諸支出金		10,686		
	1 償還金及び還付加算金	10,002		
	2 他会計繰出金	684		
12 予備費		50,000		
	1 予備費	50,000		
歳	出	合	計	15,422,009

議第23号

平成29年度天草市介護保険特別会計予算

平成29年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,310,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 保険料			1,747,379
	1 介護保険料		1,747,379
2 使用料及び手数料			200
	1 手数料		200
3 国庫支出金			3,066,233
	1 国庫負担金		1,878,938
	2 国庫補助金		1,187,295
4 支払基金交付金			3,015,319
	1 支払基金交付金		3,015,319
5 県支出金			1,604,931
	1 県負担金		1,536,973
	2 県補助金		67,958
6 財産収入			740
	1 財産運用収入		740
7 繰入金			1,874,880
	1 一般会計繰入金		1,674,880
	2 基金繰入金		200,000
8 繰越金			1
	1 繰越金		1
9 諸収入			600
	1 延滞金、加算金及び過料		120
	2 預金利子		37
	3 雑入		443
歳 入	合 計		11,310,283

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		268,431
	1 総務管理費	154,160
	2 徴収費	4,470
	3 介護認定審査会費	103,207
	4 趣旨普及費	650
	5 計画策定委員会費	5,944
2 保険給付費		10,510,500
	1 介護サービス等諸費	9,122,500
	2 介護予防サービス等諸費	550,200
	3 その他諸費	10,500
	4 高額介護サービス等費	226,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	28,000
	6 特定入所者介護サービス等費	573,300
5 地域支援事業費		441,298
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	258,497
	2 包括的支援事業・任意事業費	182,801
6 基金積立金		740
	1 基金積立金	740
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001
9 予備費		85,813
	1 予備費	85,813
歳 出	合 計	11,310,283

議第 24 号

平成 29 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 208, 907 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			678,329
	1 後期高齢者医療保険料		678,329
2 使用料及び手数料			210
	1 手数料		210
4 繰入金			482,840
	1 一般会計繰入金		482,840
5 繰越金			1
	1 繰越金		1
6 諸収入			47,527
	1 延滞金、加算金及び過料		10
	2 預金利子		1
	3 償還金及び還付加算金		1,500
	4 雑入		46,016
歳 入	合 計		1,208,907

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,579
	1 総務管理費	40,030
	2 徴収費	1,549
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,130,510
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,130,510
3 保健事業費		34,818
	1 保健事業費	34,818
4 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,208,907

議第25号

平成29年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

平成29年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,746千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			25
	1 分担金		25
2 使用料及び手数料			56,318
	1 使用料		56,317
	2 手数料		1
4 県支出金			1,203
	1 県補助金		1,203
5 財産収入			1
	1 財産運用収入		1
6 繰入金			63,197
	1 一般会計繰入金		62,389
	2 基金繰入金		808
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			1
	1 延滞金、加算金及び過料		1
(国庫支出金)			
	(国庫補助金)		(廃款)
(市債)			
	(市債)		(廃款)
歳 入	合 計		120,746

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		89,665
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	89,665
2 基金積立金		1,204
	1 基金積立金	1,204
3 公債費		28,877
	1 公債費	28,877
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	120,746

議第26号

平成29年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

平成29年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 196,139千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 診療収入			93,348
	1 診療収入		93,348
2 使用料及び手数料			683
	1 手数料		683
4 財産収入			6
	1 財産運用収入		5
	2 財産売払収入		1
5 繰入金			96,460
	1 一般会計繰入金		96,460
6 繰越金			1
	1 繰越金		1
7 諸収入			5,641
	1 諸収入		5,641
歳 入	合 計		196,139

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		152,711
	1 総務管理費	152,711
2 医業費		42,827
	1 医業費	42,827
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	196,139

議第 27 号

平成 29 年度天草市歯科診療所特別会計予算

平成 29 年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,003 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 歯科診療収入			26,200
	1 歯科診療収入		26,200
2 財産収入			170
	1 財産運用収入		169
	2 財産売払収入		1
3 繰入金			31,581
	1 一般会計繰入金		31,581
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			1,051
	1 諸収入		1,051
歳 入 合 計			59,003

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務管理費		39,980
	1 総務管理費	39,906
	2 研究研修費	74
2 歯科医業費		18,623
	1 歯科医業費	18,623
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出	合 計	59,003

議第28号

平成29年度天草市斎場事業特別会計予算

平成29年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 93,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			3,900
	1 使用料		3,900
2 財産収入			28
	1 財産運用収入		28
3 繰入金			89,121
	1 繰入金		89,121
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			2
	1 預金利子		1
	2 雑入		1
歳 入 合 計			93,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 斎場事業費		43,481
	1 斎場事業費	43,481
2 公債費		47,571
	1 公債費	47,571
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	93,052

議第 29 号

平成 29 年度天草市一町田財産区特別会計予算

平成 29 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,950 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			65
	1 財産運用収入		63
	2 財産売払収入		2
2 繰越金			7,883
	1 繰越金		7,883
3 諸収入			2
	1 預金利子		1
	2 雑入		1
歳 入 合 計			7,950

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,252
	1 総務管理費	1,252
2 予備費		6,698
	1 予備費	6,698
歳 出	合 計	7,950

議第30号

平成29年度天草市新合財産区特別会計予算

平成29年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
1 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
2 繰越金		1,471
	1 繰越金	1,471
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	1,475

歳 出

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 総務費		279
	1 総務管理費	279
2 予備費		1,196
	1 予備費	1,196
歳 出	合 計	1,475

平成 2 9 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 9 年度天草市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		357	床
一般病床		168	床
医療型療養病床		125	床
介護型療養病床		18	床
結核病床		46	床
(2) 延患者数		248,107	人
入院患者数	一般病床	47,815	人
	医療型療養病床	38,325	人
	介護型療養病床	6,205	人
	結核病床	1,460	人
外来患者数	一般外来	147,379	人
	介護サービス	6,923	人
(3) 一日平均患者数		784	人
入院患者数	一般病床	131	人
	医療型療養病床	105	人
	介護型療養病床	17	人
	結核病床	4	人
外来患者数	一般外来	503	人
	介護サービス	24	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	3,987,196 千円
第1項 医業収益	3,357,450 千円
第2項 医業外収益	629,734 千円
第3項 特別利益	12 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	3,987,196 千円
第1項 医業費用	3,901,802 千円
第2項 医業外費用	81,386 千円
第3項 特別損失	8 千円
第4項 予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額224,806千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,757千円、過年度分損益勘定留保資金207,049千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	288,546 千円
第1項 企業債	80,000 千円
第2項 他会計出資金	173,986 千円
第3項 他会計補助金	680 千円
第4項 県補助金	33,880 千円
支 出	
第1款 資本的支出	513,352 千円
第1項 建設改良費	239,729 千円
第2項 企業債償還金	273,623 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託料（河浦）	平成30年度～平成31年度	70,483千円
	年度別内訳	
	平成30年度	35,079千円
	平成31年度	35,404千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	80,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,510,716千円
(2) 交際費	1,500千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	24,320千円	・研究研修費、共済追加費用等の経費の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	680千円	・国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合	計	25,000千円	

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、438,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療機器	M R I 撮影装置	一式
	建物附属設備	プリンクラー設備	一式
	建物附属設備	病院空調設備(改修)	一式

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,625 戸
(2) 年間総給水量	8,412,536 m ³
(3) 一日平均給水量	23,048 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設事業	294,100 千円
イ 貯水槽築造事業(御所浦)	120,000 千円
ウ 統合事業(牛深・五和)	30,500 千円
エ 亀川ダム堰堤改良事業負担金	25,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			2,867,193 千円
第1項 営業収益			1,911,450 千円
第2項 営業外収益			955,733 千円
第3項 特別利益			10 千円
	支	出	
第1款 事業費			2,700,466 千円
第1項 営業費用			2,401,141 千円
第2項 営業外費用			293,501 千円
第3項 特別損失			5,624 千円
第4項 予備費			200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,242,897千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,890千円、過年度分損益勘定留保資金1,202,007千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		334,613 千円
第1項 企業債		93,400 千円
第2項 出資金		135,913 千円
第3項 工事負担金		105,300 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		1,577,510 千円
第1項 建設改良費		595,007 千円
第2項 企業債償還金		982,503 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ43,000千円及び109,000千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	93,400 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

194,870 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	701,730千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木

議第33号

平成29年度天草市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,164 戸
(2) 年間総処理水量	4,089,800 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,205 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業(本渡地区未普及解消管渠布設事業ほか)	194,943 千円
イ ポンプ場建設改良事業(今釜新町ポンプ場耐震対策事業ほか)	325,595 千円
ウ 処理場建設改良事業(佐伊津浄化センター築造事業ほか)	301,404 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			1,945,565 千円
第1項	営業収益			846,179 千円
第2項	営業外収益			1,099,386 千円
		支	出	
第1款	事業費			1,852,338 千円
第1項	営業費用			1,686,436 千円
第2項	営業外費用			164,722 千円
第3項	特別損失			180 千円
第4項	予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額672,919千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,312千円、過年度損益勘定留保資金69,401千円、当年度損益勘定留保資金571,206千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		895,519千円
第1項	企業債		437,900千円
第2項	補助金		451,002千円
第3項	受益者負担金及び分担金		6,617千円
		支 出	
第1款	資本的支出		1,568,438千円
第1項	建設改良費		832,695千円
第2項	企業債償還金		735,743千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく利子補給(平成29年度)	平成30年度～平成34年度	718千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づく損失補償	平成30年度～平成34年度	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規則に基づき改造工事を行うものに対し、金融機関が1箇所(世帯)当たり700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償
今釜新町ポンプ場耐震対策事業	平成30年度	271,000千円
今釜新町ポンプ場改築更新事業	平成30年度	156,000千円
本渡浄化センター改築更新事業	平成30年度	170,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	437,900千円	証書借入 又 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

97,918千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	569,510千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	150,027千円	

平成29年2月27日提出

天草市長 中村五木